

委員長報告

企画財政 委員長報告



委員長 細田 善則

[目次]

	頁
常任委員会	
企画財政	24
福祉保健医療	24
産業労働企業	25
警察危機管理防災	25

企画財政委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第84号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

「当該補正予算にかかる事業については全額国庫補助金ということだが、どのようなスケジュールで県に入金されるのか。これまでの感染防止対策協力金と同様、国庫補助金の入金を待つことなく事業者へ協力金が支払われるということによいか」との質疑に対し、「内閣府に実施計画書を4月30日までに提出すれば、6月中に交付決定され、県への入金は7月中に概算払いで行われ、7月と10月及び冬頃の3回に分けて概算請求の受付があり、県からの請求に基づいて入金される。また、これまでの感染防止対策協力金と同様、県は申請を受け付けて準備が整ったものから事業者へ支払う。そのため、県の協力金の支出の後追いの形で国庫補助金が県に交付される」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

福祉保健医療 委員長報告



副委員長 渡辺 大

福祉保健医療委員会における審査経過の概要につ

いて、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第84号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「2月定例会で、4月から6月まで月1回のPCR検査を行うことを決めたばかりだが、今回、検査回数を増やすことで、どのような成果が期待できるのか」との質疑に対し、「現在、福祉施設においても、感染者数が増加傾向にあり、変異株の感染拡大も危惧されている。検査回数を増やし、感染者を早期に発見することで、施設内での感染防止が期待できる」との答弁がありました。

次に、「検査を受けた施設を公表するよりも、検査を受けていない施設を公表する方が、受検率を上げるのに効果的であると考えますが、どうか」との質疑に対し、「そのような観点からも検討したが、仮に検査を受けていない施設を公表する場合、懲罰的な扱いになるが、この検査には法的義務がない。こうしたことから、検査を受けていない施設の公表は困難と考え、むしろ検査している施設を応援したいとの趣旨から検査を受けた施設を公表することとした」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

産業労働企業 委員長報告

委員長 永瀬秀樹



産業労働企業委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第84号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「昨年末、さいたま市大宮区、川口市及び越谷市の店舗に時短要請をしたが、協力しない店舗が散見された。時短要請を講じたにもかかわらず、人の流れが抑制されなかったことに対して、今回の具体的な解決策は何か」との質疑に対し、「今回は、前回までとは違い、売上高に応じた協力金となっている。また、第4波と言われる感染状況の中、取組の意識も高まっているので、協力いただけるものと考えている」との答弁がありました。

また、「まん延防止の重要性を発信することが必要である。今回の対策についてしっかりと発信していただきたいが所見を伺う」との質疑に対し、「マスクミに取り上げられて県民に内容がしっかりと伝わることで、初めて情報発信としての意味をなすものと認識している。そのため、記事やニュースとして取り上げやすいように正確な情報を伝え、発表のタイミング等の工夫も図っていく」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

警察危機管理防災 委員長報告

委員長 内沼博史



警察危機管理防災委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第84号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「新型コロナウイルス感染症拡大防止という観点から、まん延防止等重点措置の区域指定は慎重に行うべきと考える。措置区域に囲まれる市があり、その市だけが除外される現状に違和感がある。広範囲で指定し、問題がなければ除外していくとい

う考え方はなかったのか。また、今後新規陽性者数などを注視していく中で、措置区域を拡大するという考え方はあるのか」という質疑に対し、「措置区域の指定については、新型インフルエンザ等対策特別措置法第5条において、制限をかける場合は必要最小限とすると定められている。その中で、新規陽性者数の動向や東京都区部との距離、飲食店の数などを勘案して、さいたま市と川口市を指定した。今後の感染状況や変異株による感染拡大等を見据えていくことになるが、措置区域の拡大や時期の見直しなども状況によってはあり得ると考えている」との答弁がありました。

次に、「営業時間短縮要請の協力状況調査について、想定する調査件数はどれくらいか。また、どのような会社に委託し、1日当たりの調査員数、調査時間及び1人当たりの調査店舗数はどれくらいか」との質疑に対し、「調査件数は1日あたり10人で、1人1時間で100か所、1日当たり1,000件、30日で約30,000件の外観調査を想定している。委託先は人材派遣あるいは市場調査会社を想定している」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。